

# 消費者サポートセンター 会 報

【発行所】 〒577-0011  
大阪府東大阪市荒本新町5-31オカベビル 3E  
特定非営利活動法人  
消費者サポートセンター  
TEL:06-6782-5811  
FAX:06-6782-6675

## 最高裁1月22日判決について

最高裁第1小法廷は、昨日、過払金返還請求権の消滅時効の起算点について、過払金が発生した時からではなく、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時から進行するという判断を示しました。

画期的な判決だと考えます。サラ金と長期間取引をしていた被害者は、時効という権利濫用的な抗弁に容易に妨げられることなく過払金の返還を請求できることになりました。

既に新聞等にも報道されておりますが、先日、過払い金返還請求に関する消滅時効について、完済前の取引と完済後の取引とを、一連の取引と考えるのか、個別の取引と考えるの争いについて重要な判決言渡しがありました。判決は一連の取引を採用し、消滅時効の起算点を取引終了時と判示しました。

平成20(受)468 不当利得返還等請求事件  
平成21年01月22日 最高裁判所第一小法廷  
裁判要旨

継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合には、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了した時から進行する

これまで、20年～30年近く、貸金業者の言われるままに弁済を続けて来られた債務者が過払金返還請求をする場合、裁判所によっては、返還請求の裁判を提起した時点から10年以前に発生していた過払金については、これが10年間の時効によって消滅するという判決が下される場合があります。このような事案について、最高裁判所は、消滅時効が成立しないとの判断を下したのです。

具体的な内容ですが、東日本信販に対して起こした過払い金請求訴訟についての判決で、昭和57年8月10日に借入れを始め、途中4年間くらい取引が無い時期もありましたが、平成17年3月2日まで、約23年間、借入限度額の範囲内で継続的に借入れと返済を繰り返しており、返済はリボ払い方式で行っていたというものです。

裁判所は、このような事案については、発生する過払金については、新たな借入金債務に充当をする合意が当事者間にあったとみなし、この合意によって、過払金が発生した後も、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を新たな借入金債務に充当することが優先し、借主が過払金に係る不当利得返還請求権を行使することは通常想定されていない、として、消滅時効が進行しないとの判断し、23年間に生じた過払い金の全額の返還を東日本信販に命じました。

この判決を単純に受け止めれば、カード契約を継続する限り時効は進まないということになる可能性も十分考えられるのでは・・・

【ヤミ金融の撲滅を目指す！】



**借金はず解決します！**

## 被害者交流会に参加しませんか！

交流会って何…… ♡ 心のダイエットをする会 ♡  
どんな事をしているの？ ♡ 座ってお茶飲んで…… ♡  
難しいのでは…… ♡ いいえ チョー楽です ♡

月一度の交流会の参加者一人一人 状況はいろいろですが  
今まで 誰にも相談できず 自分ひとりで悩み苦しんできた  
人の集まりです ♡

解決への道を 一步踏み出した人や半ばまでの人 全て  
解決した人等が 和やかに 笑いながら 時には涙しながら  
お茶を飲み 話し合っているんです ♡

交流会は 心の重い荷物をおろせる場所なんです ♡  
今までのつらい 苦しい思いを口に出すことで 心が軽くなる  
のです=心のダイエットです ♡

最初は名前だけでいいんです ♡  
何でもいいんです 自分の思いを話せる様になれば  
大 OK です ♡

一人じゃないんだ ここに参加している人も自分と同じ思いを  
してきたんだ ♡ ”よっしゃ” 私も頑張ろう 負けるものかと  
必ず問題は解決するのであきらめずに お互い頑張りましょう ♡  
そのための 被害者交流会です ♡

新しく会員になられた方が是非是非 参加されます様に ♡



交流会 参加者より